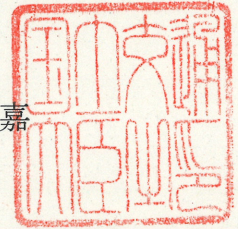


国海員第 279 号
令和 2 年 11 月 26 日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
赤羽 一嘉



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 110 条及び船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 95 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 370 号

船員法及び船員職業安定法の一部改正について

諮問理由

船員法及び船員職業安定法の一部改正を別紙に従って行うことについて、船員法第 110 条及び船員職業安定法第 95 条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

船員法(昭和二十二年法律第百号)及び船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部改正について

第一 船員法の一部改正

- 一 船舶所有者が休日付与簿の代わりに備え置くべき記録簿の記載事項等に関して、所要の整備を行う。
- 二 記録簿の作成等を管理させるための労務管理責任者(仮称)の選任、必要な場合における船員への適切な措置の実施等に関して所要の規定を設ける。
- 三 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業及び航海当直の通常のための交代のために必要な作業について、労働時間に関する例外規定の適用対象から除外することとする。
- 四 雇入契約の成立等に関する届出主体を船長等から船舶所有者に変更することとする。
- 五 船舶所有者に対する債権に関する消滅時効の期間を見直すこととする。
- 六 その他所要の改正を行うこととする。

第二 船員職業安定法の一部改正

- 一 地方運輸局長等は、一定の労働関係法令違反を行った求人者や暴力団員等による求人者の申込み等を受理しないことができることとする。

- 二 求人者等は、求人者の申込み時等に明示した労働条件を変更する場合は、求職者に対して変更内容を明示しなければならないこととする。
- 三 職業紹介の順序について求人等の申込みの受理の順序によることとする原則を廃止することとする。
- 四 無料船員職業紹介事業及び船員派遣事業の許可に係る欠格事由の整備等を行うこととする。
- 五 無料船員職業紹介事業者及びその従業者について、両替業等との兼業制限等を廃止することとする。
- 六 労働条件の明示に関する義務等に違反している求人者等に関し、国土交通大臣が勧告・公表することができることとする。
- 七 第一の一、二及び四の船員法の一部改正についての船員派遣における適用関係について所要の整備を行うこととする。
- 八 その他所要の改正を行うこととする。